

# 令和元年第 11 回

## 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 11 月 19 日(火)午後 1 時 45 分から午後 2 時 17 分

2. 開催場所 すこやかセンター 2 階 会議室

3. 出席委員 (9 人)

11 番 水谷 茂樹 (会 長)	9 番 出口 宣伸 (会長代理)
1 番 高田 秋光	<del>2 番 北清 裕邦</del> 3 番 藤崎 正雄
4 番 松田 力	<del>5 番 善岡 浩樹</del> 6 番 大場 信一
7 番 川本 和幸	8 番 中村 広治 10 番 植松 春雄

4. 欠席委員 ( 2 人) 北清委員 善岡委員

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の選出

第 2 会議書記の指名

第 3 農政報告

第 4 農業委員会会務報告

第 5 議事参与の制限

第 6 報告第 17 号 農業者年金 (新制度・老齢年金) 裁定請求の進達について

第 7 報告第 18 号 農業者年金 (新制度・特例付加年金) 裁定請求の進達について

第 8 議案第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について

第 9 議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 10 議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について

6. 農業委員会事務局職員

南 秀幸事務局長・中村奨平主査・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事

7. 参与

細川直洋産業課長

事務局長（南） 只今から、第11回農業委員会総会を開会します。  
水谷会長に挨拶をいただき議事進行をお願いします。

議長（水谷） 早速議事に入ります。

日程第2  
会議書記には、事務局 南局長、中村主査、滝上推進員、手嶋主事を配置します。

日程第3 農政報告がありましたら宜しくお願いします。

細川課長 ありません。

議長 日程第4 議事参与の制限については、議案第23号において、高田委員に議事参与制限がかかりますのでそのときになりましたらお願いします。  
日程第5 委員会会務報告について、事務局から報告願います。

事務局長 【4ページ朗読説明する。】

議長 これから、報告2件と議案3件の審議に入ります。  
日程第6 報告第17号  
農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について説明願います。

事務局長 5ページをお開きください 報告第17号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について  
独立行政法人農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、別紙の者に係わる農業者老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。  
令和元年11月19日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。  
番号 125  
[黒塗り] さんです。  
進達日は10月23日であります。  
満65歳到達による裁定請求です。  
番号 126  
[黒塗り] さんです。  
満65歳到達による裁定請求です。  
以上で説明を終わります。

議 長

質問等ございますか

委 員

【質疑なし】

議 長

報告第 18 号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について説明願います。

事務局長

7 ページをお開き下さい。

報告第 18 号

農業者年金裁定請求（新制度・特例付加年金）の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第 15 条の規定に基づき、別紙の者に係わる特例付加年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和元年 11 月 19 日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧下さい。

受理番号 38

経営継承者は、XXXXXXXXXXさん

第三者継承で、譲受者は、北海道農業公社です。

進達日は、10 月 23 日です

平成 28 年 10 月 24 日に農地 84,813 m<sup>2</sup>を移転しています。

なお、自留地が 1,293 m<sup>2</sup>あります。

受理番号 39

経営継承者は、XXXXXXXXXXさん

第三者継承で、譲受者は、XXXXXXXXXXです。

進達日は、10 月 23 日です

平成 19 年 8 月 30 日に農地 157,998 m<sup>2</sup>を移転しています。

自留地は、有りません。

以上で説明を終わります。

議 長

滝上さん、DSR に株はありませんか。

推進委員(滝上)

あります。

議 長

株の譲渡はしなくて良いのですか。

推進委員(滝上)	全ての農地は、会社の土地になっています。土地の権利移転は平成18年に行っています。
事務局長	前回の農業委員会で、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんの経営移譲年金裁定請求で出資口数の譲渡が議案に載っていました。
議 長	遡って処分した土地が基準ということなのですね。 特例付加年金は、土地を処分した時点で終了したということなのです。
事務局(中村)	経営移譲年金は、持ち分の処分で経営移譲年金裁定請求となります。 特例付加年金は、土地の処分した日となっています。
議 長	経営移譲年金と特例付加年金はそのようなことになっていると、いことが改めて判りました。
議 長	質問等ございますか
委 員	【質疑なし】
議 長	次に日程第8 議案第24号 議案第24号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について説明願います。 なお、受理番号31の13と14と15は関連が有りますので一括で提案いたします。
事務局長	9ページをお開き下さい。 議案第24号 農地法18条第6項の規定による合意解約について 農地法第18条の規定により、合意解約のあった、別紙の者について議決を求めます。 令和元年11月19日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹  次のページをご覧下さい。 受理番号 31-13 貸主 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■■■■■■■</span> さん 借主 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■■■■■■■</span> さん 契約年月日は、平成29年1月17日から令和9年11月31日までとなっておりますが、賃貸契約を解約して、売買による権利移動をするために合意解約するものです。 土地の所在については、西川の北雨農地開発の畑です、資料

事務局長

1 ページをご覧ください。

西川 422 外 1 筆となっています。畑 2 筆 面積 39,342 m<sup>2</sup>になります。

続きまして 11 ページをお開き下さい。

受理番号 31-14

貸主 代理人 北竜町農用地利用集積円滑団体

借主 [REDACTED] さん

契約年月日は、平成 29 年 1 月 17 日から令和 4 年 1 月 31 日までとなっておりますが、賃貸契約を解約して、売買による権利移動をするために合意解約するものです。

土地の所在については、先ほどの資料 1 ページをご覧ください。

西川 437 外 1 筆となっています。畑 2 筆 面積 43,492 m<sup>2</sup>になります。

続きまして

12 ページをご覧ください。

受理番号 31-15

貸主 代理人 北竜町農用地利用集積円滑団体

借主 [REDACTED] さん

契約年月日は、平成 29 年 1 月 17 日から令和 4 年 1 月 31 日までとなっておりますが、賃貸契約を解約して、売買による権利移動をするために合意解約するものです。

土地の所在については、先ほどの資料 1 ページをご覧ください。

西川 460 外 1 筆となっています。畑 2 筆 面積 37,448 m<sup>2</sup>になります。

以上で説明を終わります。

議 長

質疑等ございますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

質疑等ありませんので採決を致します。

受理番号 31 の 13 から 15 まで承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

受理番号 31-13 31-14 31-15 については承認されました。



ったので別紙の者について議決を求める。

令和元年 11 月 19 日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹  
売主 北海道 空知総合振興局  
買主 [REDACTED]

申請理由は、小豆川河川改修後の河川敷地の払い下げです。  
土地の所在については、資料の 3・4 頁をご覧ください。  
和 22-24 外 5 筆 面積 3,040.25 m<sup>2</sup>で現況地目は田です。  
金額 471,000 円で反当にすると約 150,000 円です。  
以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、質疑等ございますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

質疑等がありませんので採決します。  
承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

議案第 25 号  
受理番号 31-5  
農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案通り承認  
いたします。  
[REDACTED]委員の議事の参与の制限を解きます。

議 長

続きまして  
日程第 10  
議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による  
農用地利用集積計画の決定について説明願います。  
なお番号 31-売-22 から 31-売-24 まで先ほど合意解約案件の  
売買なので一括して説明願います。

事務局長

17 頁をお開き下さい。  
議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による  
農用地利用集積計画の決定について  
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、北竜町から  
決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を  
求める。

令和元年 11 月 19 日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹  
次のページをご覧ください。  
番号 31-売-22  
買主 [REDACTED]さん

売主 ■■■■■さん  
買主の農業経営状況は記載のとおり  
所有権の移転内容は、売買  
移転時期は、対価の支払日  
対価の支払期限は、令和2年2月28日まで  
売買価格は、360 ㎡で反当 30,000 円、1,080,000 円です。  
先ほどの解約した農地を売買致します。

次のページをご覧ください。

番号 31-売-23

買主 ■■■■■さん  
売主 ■■■■■さん  
所有権の移転内容は、売買  
移転時期は、対価の支払日  
対価の支払期限は、令和2年2月28日まで  
売買価格は、420 ㎡で反当 30,000 円、1,260,000 円です。  
先ほどの解約した農地を売買致します。

次のページをご覧ください。

番号 31-売-24

買主 ■■■■■さん  
売主 ■■■■■さん  
所有権の移転内容は、売買  
移転時期は、対価の支払日  
対価の支払期限は、令和2年2月28日まで  
売買価格は、330 ㎡で反当 30,000 円、990,000 円です。  
先ほどの解約した農地を売買致します。  
以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、質疑等ございますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

質疑等がありませんので採決します。  
承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

受理番号 31-売-22・31-売-23・31-売-24 については承認されました。

次を説明願います。

なお、次の 31-売-25 については、■■■■委員に議事参与の制

限がかかりますので宜しくお願いします。

説明願います。

事務局長

21 ページをお開き下さい。

番号 31-売-25

買主

売主 札幌市 北海道農業公社

買主の農業経営状況は記載のとおり

所有権の移転内容は、売買

移転時期は、対価の支払日

対価の支払期限は、令和2年3月6日まで

売買価格は、864㎡が反当 320,000 円、37㎡が反当 310,000 円、34㎡が反当 290,000 円・24㎡（畑）が反当 160,000 円です。

合計 30,165,000 円です。

これにつきましても、先ほどの解約した農地の売買です。

以上で説明を終わります。

議長

質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

質疑等ありませんので採決を致します。

受理番号 31-売-25 について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

受理番号 31-売-25 については承認されました。

委員の議事参与の制限を解きます。

総会に提案された議案については、全て終了いたしました。

以上を持ちまして、令和元年第 11 回総会を閉会します。

議 長

---

4 番委員

---

6 番委員

---